
あの夏のアレ。

メカ キング

タテ書き小説ネット Byヒナプロジェクト

<http://pdfnovels.net/>

注意事項

このPDFファイルは「小説家になろう」で掲載中の小説を「タテ書き小説ネット」のシステムが自動的にPDF化させたものです。この小説の著作権は小説の作者にあります。そのため、作者または「小説家になろう」および「タテ書き小説ネット」を運営するヒナプロジェクトに無断でこのPDFファイル及び小説を、引用の範囲を超える形で転載、改変、再配布、販売することを一切禁止致します。小説の紹介や個人用途での印刷および保存はご自由にどうぞ。

【小説タイトル】

あの夏のアレ。

【NZコード】

NZ670C

【作者名】

メカ キング

【あらすじ】

この物語はフィクションです……つてことにしといてください。ひよんのことから会社と争いになってしまつた男のお話です。不当な労働環境に苦しんでいる方にとっては参考になるかもしれません。

1・プロローグ

あの年の夏は、いつも夏とは違う夏だった。基本的に自分は、争い手とは苦手なタイプだと思っているので、そんな経験をするとは思つていなかつたのだが、この時の経験が、その後の自分に及ぼした影響は小さくないと思つ。もうあれから4年以上が過ぎた。すでに記憶があいまいなところもあるのだが、これ以上忘れないように、覚えてる範囲でこの時のことを書きとめておこうと思つ。

2002年6月、当時大阪で派遣社員でプログラマーをしていた自分は、何気なく求人サイトを見ていて、興味のありそうな仕事にいくつか応募してみたところ、東京のあるWebコンテンツ制作会社（ここではM社とする）から、面接に来てほしいと連絡を受けた。交通費はかかるけど、ついでにちょっと遊んでくれればいいかと気軽な気持ちで面接に出向いたら、なぜかあっさり内定をもらってしまった。早速来月から来てほしいと言われた。

まあ正社員だし、条件も悪くないし、一度地元じゃないところで仕事してみたかったので、急いで部屋を見つけ、引越しの準備をして、東京にやつてきたのは2002年6月30日のこと。W杯の決勝戦をテレビでやつっていたのを憶えている。

早速翌日から仕事。面接のときはそんなに気にはならなかつたが、経営陣はかなり癖のある人たちで、会社では怒号が飛ぶのも珍しくなかつた。それでも自分が怒鳴られるわけではないし、こつちはやることをやつていればいいかと思いつつ、普通に仕事を続けていた。

ここで先に、M社の構成について簡単に説明しておく。会社は、

大手プロバイダを中心に有料のWebコンテンツを提供するのが主な業務内容で、経営陣のトップは会長、その下に社長がいて、他に会長の妻を含む非常勤の取締役が2人。もともとは役員の一人が起こした小さな会社に、関係していた他業種の同じ会社で上司と部下だった会長と社長が脱サラして経営者として参加したベンチャー企業だったが、実質的には会長のワンマン経営だった。

とりあえず最初の2ヶ月は試用期間ということで、当時は法的な知識もなかつたので、社会保険に加入されていないのもそのためだと思っていたが、2ヶ月経つても加入してくれる様子はなかつた。それでも仕事自体は面白かつたし、一緒に仕事をしていた人たちとも仲良くやってたので、自分はそれなりに仕事をこなしていた。

しかし、その年の秋頃から仕事が忙しくなってきて、それとともに会社の雰囲気も悪くなってきたような気がしていた。そして、年が明けてからはそれがますますひどくなってきて、何人かは会社を去つていった。会社の人たちと飲みに行つた席などでも、自然と会社の愚痴や批判が口をついて出るようになつていた。

2・契約解除

2003年3月、全社員が急に呼び集められ（といつても30人ほどだが）、給与体系を変更するという通達が出された。我々社員にとつて明らかに不利益変更だった。それまでも不満が溜まっていたこともあり、労働基準監督署に相談したり、自分でいろいろ調べたりもした。やはりこれは何か行動を起こさないと向こうのいいようにやられてしまうと思い、会長宛に質問書を作つて部長を通じて手渡し、会長との面談を申し入れたが断られた。それが3月20日頃のことだつた。

ちょうどその頃、あるコンテンツに不具合が発生し、ユーザーからのクレームが相次いだ。自分はそのコンテンツの直接の担当ではなかつたが、もともと不具合の多いコンテンツだつたため、その前月に技術陣でコンテンツの修正と検証を行つていた。その時に担当した自分を含め3人は会社から処分を受けた。不具合自体は自分の責任の範疇ではなかつたが、自分は戒告ということで始末書を書くように言われた。しかし、その直前にこちらの面談を断られたこともあり、また、処分を下した会長が今回の経緯をどこまで知つているか疑問もあつたため、始末書を提出する前にもう一度、会長と会わせるよう求めた。

しかし、部長と社長からは始末書の不提出等を理由に1ヶ月後の契約解除を通告された。会社に楯突いた以上、最悪そういうケースも考えてはいたが、いくらなんでも早すぎるだろう、というのが率直な印象だつた。それに、なんで解雇じゃなくて契約解除なのか、と疑問に思つたが、その答えは数日後にわかることになる。

その後、やつと会長との面談が叶い、今回の件は担当者全員の連

帶責任であること、始末書を出せば契約解除はしないことだつたので、ここでこれ以上逆らつても仕方ないと思い、始末書は提出した。しかし、その数日後、再び社長に呼び出され、自分が契約社員であること、4月からの10%減給及び4月末限りで契約解除することを改めて通告された。

つまり、お前は正社員じゃなくて契約社員だから解雇じゃなくて契約解除だということらしい。もちろん、その時までこちらは正社員だと思っていたし（当然、求人も正社員募集だった）、いきなりそのやり方はないだろう。怒りを通り越して呆れた気分だった。とりあえずこちらも打てる手は打つておこうと、その日のうちに東京都労働局へ電話して相談することにした。

労使間の紛争について、都道府県労働局がその解決に向けて行うアクションとしては、「都道府県労働局長の助言・指導」と「紛争調整委員会による斡旋（あっせん）」があるが、斡旋に関しては労使双方の同意がなければできないとのことだった。会社側の同意が取れるとは到底思えなかつたので、結局、東京都労働局長の助言・指導を受けることにした。

3・電報

4月に入つて、こちらはとりあえず普通に仕事をこなしていたが、しばらくして労働局長の助言・指導が不調に終わつたとの連絡が入り、いよいよ次の手を考えないといけなくなつた。正直に言つて、この会社で長く続けるつもりもなかつたし、素直に次の仕事を探すのも選択肢ではあつたが、自分の中では、1ヵ月後にクビにするにもかかわらず、最後の1ヵ月の給料を下げることが何より納得がいかなかつた。

4月下旬、その月の自分の作業と引き継ぎ資料の作成をあらかた終わらせてから、残りの日は強引に有休を取つて（それまでは会社は退職者にもほとんど有休を取らせなかつた）今後に向けての準備に当てることに。まずは霞ヶ関にある弁護士会館に出向いて相談してみることにした。

一応、その時点で訴訟を起こすことも視野に入れていたが、最初は、費用もかかるので本人裁判で行こうと思っていた。しかし、弁護士の人人が言うには、労働裁判は特殊なので、自分でやるのは得策じゃない、もし訴訟を考えているのなら弁護士を紹介する（規定で法律相談を受けた弁護士はその案件を受けられないそうだ）とのことだったので、早速紹介してもらつた。

ちょうど、紹介してもらった弁護士事務所は当時住んでいた場所の近くだったので、それから何度も自転車で通うことになるのだが、その弁護士さんに会つて再び事情を説明し、じゃあやりましょう、ということになり、長いようで短いその年の夏が始まったのである。

である」と、5月1日以降も出社する意思があること、出社を拒否した場合は訴えを起こす用意があることを明示した書面を内容証明郵便で送付した。果たしてどんな反応をするかと思っていたら、翌30日、自宅に会社から電報が届いた。電報には、

「出社に及ばず。」

その一言だけが書いてあつた。

4・仮処分申立（前書き）

今さらなんだけど、小説のタイトルは適當すぎたなあ。。

4・仮処分申立

5月1日午前10時。原告より出社しようと会社の扉を開けると、部長2人が立っていて、その場で押し問答に。向こうの出方はある程度予測していたので、ここで会社側が解雇を撤回する意思がないことを口頭で確認し、このやり取りはテープで録音しておいた。

それから約1ヶ月、弁護士さんと打ち合わせをして、今回は通常の裁判ではなく、仮処分申立という形をとる（こうこう案件の場合は本裁判だと時間がかかるので、先に仮処分を求める場合が多い）ことになり、そのための準備に費やした。まずは証拠書類の作成と整理だ。

会社に質問書を提出する前あたりから、万一のことは考えていたので、毎日提出する日報やP.Cのシステムログ、会社の就業規則などはコピーを取つてあつた。他にも、給与明細や辞令、源泉徴収票や前職の収入の証明などなど、これらの資料を整理したり。さらに、会社の上役との面談は全て録音しておいたので、これらのテープ起こしの作業もあつた。陳述書を作るために今回の顛末を詳しく書くようにとも言われていたので、せつせと陳述書を書いたり、会社の謄本を取りに法務局に行つたりもした。

また、平行して雇用保険の確認手続きのために会社所轄のハローワークに何度も行き（これが駅から遠くて不便だった）、さらに雇用保険加入確認後は、居住地最寄のハローワークで基本手当仮給付（会社と解雇について係争中の場合に仮給付してくれる）の手続き。仕事がなくなつて暇になるかと思いきや、何かとバタバタしていた一ヶ月だった。

5月29日、東京地裁に地位保全等仮処分命令申立書を提出。解雇無効による労働契約上の地位及び賃金請求権を保全し、本案判決確定までの従前給与を仮払いせよという内容だ。これを受けているよ、東京地裁で審尋が始まる。

5・東京地裁（前書き）

メカ キング先生の作品が読めるのは s y o s e t u . c o mだけ
！（今のところ）

5・東京地裁

東京地裁には、実は少し前にも一度行っていた。4月に、同じ霞ヶ関にある弁護士会館での法律相談を受けた後、何かの参考になるかもと思って東京地裁での裁判を傍聴しに行つたのだ。東京地裁では、刑事も民事もさまざまな公判が行われているわけだが、自分はもちろん、民事での労働裁判が一番参考になるだろうと、その日のプログラムを探すと、ちょうど解雇について争つている公判が見つかつた。

法廷に入り、やっぱりテレビと同じだなあ、などとどうでもいい感想を持ちつつ開廷を待つていると、原告、被告、そして裁判官が入廷。裁判の内容は、素行不良を理由に会社を解雇された女子社員が、解雇の無効を訴えたというもの。法廷では、会社側の弁護士が女子社員の出勤状況や、社外の知人宛に社内の人事情報や会社の悪評などを綴つたメールを証拠として提出していた。

自分も解雇された側なので、原告側の方に頑張つてもらいたいところではあつたが、この裁判に関してはちょっと分が悪いような気がした。特にメールを押さえられてるのはかなり不利だらう。

容易に検閲が可能な社内メールを、そんなやりとりに使うのは考え物である。メールに限らず、社内で使うPCには色々と証拠が残りやすい。自分は会社では私用でのメールはほとんどなかつたはずだが、社内で仕事と関係ないサイトを見るることはよくあつたので（実際、後で会社側から指摘されるのだが）、気をつけたいところだ。

自分の前の席には、原告の女子社員の友人らしき人たちがいて、公判があるので応援に来てね、というような内容の原告からのメー

ルをプリントアウトした紙を持っていた。彼女の健闘を一応願いつつ、その日の法廷を後にした。

6・第一回審尋（前書き）

見る夢はすべてモノクローのメカ キング先生に励ましの信てがみ（中国では「いつ書く」）を送るつー。

6・第一回審尋

第一回の審尋は6月10日頃だったと思つ。仮処分申立の場合、通常の裁判とは違つて、法廷での公判は行われない。地裁内の一室に裁判官と当事者が集まつてやりとりをする。これを審尋といつ。また、普通の裁判では訴えた側が原告、訴えられた側が被告となるが、仮処分申立の場合は、それぞれ債権者、債務者と呼ばれる。つまり、自分が債権者で会社側が債務者ということになる。

審尋の直前に、会社側からの答弁書が届いた。予想通り、こちらの主張は全否定である。ざつと目を通しただけだが、ずいぶんと自分のことが酷く書かれていた。

当日、弁護士さんと地裁の1階ロビーで待ち合わせ、東京地裁民事第36部の受付へ向かつ。通されたのは、じく普通の会議室みたいな部屋だ。しばらくすると、裁判官と、M社の会長と社長、会社側の弁護士2人が入ってきた。まずは軽く挨拶を交わし、続いて双方に別々に事情を聞くということで、いつたんこちらは席を外した。30分程経つて我々の番となり再び部屋に戻り、こちら側の事情を裁判官に説明した。

基本的に審尋の場での受け答えは、弁護士さんに任せていた。この弁護士さんは、かなりベテランの人のようで、裁判官からも一目置かれているようだつた。過去にも結構大きな裁判で実績をあげているらしい。この時は、平行して痴漢の冤罪裁判を担当していると言つていた。偶然ではあるが、割といい先生に当たつたのかも、とは思つていた。その代わり、ずいぶん多忙な人だったので、打ち合わせの日程が何度も変更されたり、証拠書類の作成もほとんど自分でやらないといけなかつたわけだが。

裁判官は、会社側が金銭和解の可能性を示唆しているらしいことを告げたが、条件としては話にならない程度のものだつた。現実問題として、最終的に金銭和解の交渉になることはこちらも想定していたが、この時点では具体的な話をする段階ではないだろつ。

結局、この日の審尋では双方の事情を聞いただけで大した進展もなく、次回の審尋の日程を決めて終了した。向こうがどんな手を打つてくるか身構えてた部分もあつたので、ちょっと拍子抜けではあつた。

7・第一回審尋（前書き）

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A)
一
ヘルプ(H)

7・第一回審尋

第一回審尋の少し前に、再び会社側からの反論が届いた。前回にも増して罵詈雑言の嵐だ。この前の審尋では和解を示唆していたが、やはり徹底抗戦の方針となつたようだ。

向こうの主張の趣旨としては、自分との労働契約は最初から6ヶ月単位の契約社員だったということ、自分の勤務評価が相当に悪かつたので4月末日で契約を終了した、ということであった。

契約社員かどうかといつ点については、会社側の主張は明らかに不合理であった。まず、労働契約時に画面での提示が一切なく、この点だけでも法令違反であるが、それには一切言及せず、同時期に入社した他の社員に契約社員として入社したという陳述書を書かせ、それを援用することで契約社員としての有期契約を正当化しようとしていた。

また、会社側が主張する6ヶ月単位での契約であれば、入社したのが2002年7月1日なのだから、2002年12月中には契約更新の話があるべきだし、12月末に契約が更新されているならば、次の更新時期は2003年6月末であり、4月末日で契約を終了したという主張とは矛盾する。これだけでもかなり無理のある主張であるが、この後、さらにとんでもない話が待ち構えていた。

前に書いた通り、在職時には社会保険に加入させてもらえないかったのだが、会社側はこれを契約社員だから社会保険に加入させていなかつたとして、有期契約であることの根拠だとしてきたのだった。言つまでもなくM社は各種社会保険の強制適用事業であり、正社員だろうと契約社員だろうと試用期間であろうと、要件さえ満たして

いれば加入させなければならない。こんなことを平氣で言つてくるのは、会社側の法知識が欠如していることの表れだと思ったが、向こうの弁護士はそういうのは指摘しないのか疑問だった。

こちらは既に、自分の募集時の条件が正社員だった証拠は提出していたし、他に書面での提示もなく、会社側の主張はどれも整合性に欠くので、労働契約の問題に関しては十分対抗できるだろう。

問題は勤務評価の点で、自分もネットで過去のいろいろな事例を当たつていて、解雇を正当化するために会社側がこの辺を突いてくることは予想していたが、やはり自分が無能だ、怠慢だと悪辣に言われるのは気分のよいものではない。そればかりか、自分が全く関わっていなかつた作業についてまで、あたかも自分がミスをしたために起こつたかのような書き方がされていた。幸い、作業日報は全て保存していたので、この件について自分の責任がないことは証明できるだろう。このことも含めて今後、徹底的に反論していくしかない。

そして審尋の日。前回、会社側は上役しかいなかつたが、今回は何人が社員を連れてきていた。一緒に仕事をして仲間と久しぶりに顔を合わせたので、「久しぶり」、元気にしてた?などと軽く挨拶したが、向こうの反応は芳しくなかつた。

今回は、両者揃つてそれぞれの主張をすることになつた。さつき顔を会わせた社員が「他のみんなは夜遅くまで残つて仕事をしてたのに、彼はさつさと帰つてました」とか「3月のコーナークレーム対応の時、彼の担当部分でミスがありました」などと言つたので、少し驚いた。こういう時に入人の本心が分かつてしまふのかなあ、などと妙に達観した気分になつたのを憶えている。

しかし、基本的に反論は書面でするつもりだったので、その場でも対応は弁護士さんに任せていた。裁判官からは、次回を最後にしましょとのことで、3回目の審尋の日程を決めてその日は終了となつた。

8. 審尋終了（前書き）

新着メッセージが一件あります！

を読む

メッセージ

8・審尋終了

最後の審尋が行われる直前に、会社への再反論の書面を提出した。そして7月中旬、第三回審尋。今回の会社側の出席者は役職者のみだった。双方別々に事情聴取の後、両者同席で話し合い。裁判官からは和解の勧告があつたが、双方の主張は大きく離れており、それは難しいということで決裂した。両者とも7月中に最終の書面を提出することとし、8月下旬、遅くとも9月までには決定を出します、といふ裁判官の言葉で全ての審尋が終了した。

その後すぐ、会社から再々反論の書面が届いた。今回は、第二回審尋の時に来ていた社員も含め、総勢10名もの役員、社員が書いた陳述書だつた。この中には、会社にいた時に仲良くしていた人も入っていたが、そう驚きはしなかつた。この書面が届く前に、何人かの社員が陳述書を書かされているという情報は入っていたからだ。「申し訳ないけど陳述書書きます」と言って連絡をくれた社内の人gaいて、こちらも申し訳ない気持ちになつた。

書面の提出期限まではあと2週間。反論書面は、かなりのボリュームであつたが、書面の提出はこれが最後になるので、きつちり反論しておかなくてはいけない。会社側は、とにかくあいつは酷いやつだから解雇は当然、といふ論調で、あらゆる角度から難点を見つけて、あることないこと書き連ねていた。そればかりか、こちらの家庭事情や個人的な趣味にまで因縁をつけてくるといふひどいものだつた。自分はそれらに対しきちんと反論した上で、論点を整理し、法律に基づいて判断してください、といふスタンスだつた。

こちらの主張すべき論点は、労働契約が無期（正社員）か有期（契約社員）かということと、会社側の行為が解雇権の濫用に当たる

かどうかといふこと。前に書いたとおり、労働契約の点については十分反証しているので、今までの主張を繰り返せばいいだろう。やはり問題は解雇の正当性を疑うだけの反証を示せるかどうかだ。当然、これまでにも会社側に対して反論はしているが、社内での出来事については、はつきりした証拠は示しにくい部分が多い。

しかし、自分の勤務評価が入社時から一貫して低かったこと、3月のユーザークレーム対応の不具合が自分のミスであることの2点に関しては、何としても反証しておかなければならない。「会社の言っていることはでたらめだ。ならば、どこかに矛盾があるはず。」そう信じて会社側の主張書面や証拠書類を何度も読み返した。

9・矛盾（前書き）

【P R】えつ？入金するのにまだ手数料無料なんですか？インクは日本で唯一『24時間有料』

9・矛盾

会社側が提出した書面の中に、入社後3ヶ月の9月下旬時点での考課表があり、その中に「7月入社以来、技術的には水準高く仕事をこなしている」という記述があった。少なくともこの時点では一定の評価があつたわけであり、これは会社側の主張する入社以来の勤務評価の低さへの重要な反証になるだろう。

あとは3月のユーザークレームの件だ。前に書いた通り、このユーザークレームの際、自分たち技術チームは始末書を書かせられた。渋々書いたものだったので、自分でもどんな文面だったか覚えていなかつたのだが、会社側は自分の書いた始末書を証拠資料として出してきていたので、改めて目を通してみると、

「3月20日の不具合の件につき、技術チーム内でのチェック体制の不備があつたことについて、その責の一部があることを認めます」

と書いてあつた。これだ！と思つた。これはどう見ても自分がミスをしたことについて認めて謝罪している文面ではない。チーム全体の責任の一部についてしか認めていないのだ。これを会社側が受け取つたということは、会社側もこの時には、不具合の原因が自分のミスによるものではないと認識していたことになる。我ながらこの責任回避能力は大したものだ。

また、審尋の間、既に会社を辞めた人たちと何度も連絡を取つていた。本当の自分の仕事振りがどうであつたかを陳述してもらえば、と思ったからだ。しかし、みんな会社にいる時にはいろいろ苦労していたので、自分の行動については理解してもらえたが、やは

り再びあの会社とかかわるのはちょっと…という感じだった。それは無理もないだろうと思っていたので、しつこく頼むつもりはなかった。それでも、みんなからは、応援しているから頑張って、と言つてもらえたので、成果はなくても連絡を取つてよかつた、と思つた。

そんな中、一人だけ陳述者を書いてもいいと言つてくれた人がいたので、その人に自分のやつた作業や勤務態度等に問題なかつたことを書いてもらつた。しかしその後、その人からやつぱり匿名にしてほしいと連絡があつた。弁護士さんからは、匿名だと証拠能力が低いから提出するのはどうかと言われたが、せつかく書いてもらつたので何とか生かしたいと思い、匿名のまま一部を自分の陳述書の中に引用することにした。

その他にも、様々な会社側の非難、中傷、揚げ足取りに対し、できる限り反論していった。気がつけば原稿用紙数十枚にも上る程の量だつた。

そうした苦労を重ねて出来上がつた3通目の陳述書は、これまで最も長文となつたが、これが最後の画面提出となるだらうという思いで、頑張つて書いたつもりだつた。陳述書の最後には、裁判官、会社側の経営陣、そして社内の人たちみんなに向けて自分の正直な気持ちを綴つた。たぶん、この陳述書が今までの人生で一番真剣に書いた作文だろつ。この陳述書を7月28日に裁判所へ提出した。

できるだけのことはやつた。あとは裁判所の決定を待つだけだ。いい結果が出ることを信じて…。

10・決定（前書き）

28人中、9人が、「このレビューが参考になつた」と投票しています。

10・決定

8月に入つてから、会社側から4回目の反論書面が到着した。書面の提出は7月中だと言われていたはずなのに、と思ったが、こちらが提出する書面は前回で最後のつもりだったし、今更慌てても仕方ないのでほとんど読まなかつた。

8月19日、弁護士さんから決定が出たとの連絡をもらひ、いつものように自転車で事務所へと向かつた。

平成15年(平成15年9月から)

主文

- 1 債務者は、債権者に対し、金30万円及び平成15年9月から同16年7月までの間、毎月1日限り、金30万円を仮に支払え。
- 2 債権者のその余の申立てをいすれも却下する。
- 3 申立費用は債務者の負担とする。

事実及び理由の要旨

(中略)

前記1・2によれば、本件解雇は未だ有効であることが疎明できておりず、逆に、本件解雇は客観的、合理的理由を欠き、社会通念上是認できるとはいひ難く、解雇権を濫用しているとの疎明はされているというべきである。

(中略)

結論

以上によれば、債権者の本件申立ては、主文第1項の限度で理由があるので、事案の性質に照らし債権者に担保を立てさせないでこ

れを認容することとし、その余の申立ては理由がないのでこれを却下することにする。

平成15年8月19日
東京地方裁判所民事第36部

裁 判 官

「完全勝利だよ」と弁護士さんから声をかけられ、少しどまどいながら「ありがとうございます」と答えた。

仮払いが認められれば地位保全の必要もないというのが一般的であり、また賃金の仮払いは30万円ぐらいまでしか認められないといふことも聞いていたので、この決定は結果として望み得る最大のものだった。そして結果以上に、決定の論旨の中で全面的にこぢらの主張が認められていたことが何よりだった。

後から聞いた話だが、会社側はこの決定を社員には秘密にしていたらしいが、社内で向こうの弁護士からの電話を取った社員（彼は審尋にも来ていた）が話を聞いて、「えっ！ 全面敗訴ですか！？」と大声で叫んだため、ほとんどの社員は知っていたそうだ。

決定の通知を受け取った帰り、少し自転車で走りたくなったので、帰り道とは逆方向へ向かってペダルを漕いだ。中野区役所の横のけやき通りを走りながら、この半年間のこと、そしてこれからのことを考えていた。社内にいながら連絡をくれた人、会社を辞めた人も何人か連絡を取つたり相談に乗つてもらつた。まずはみんなに結果を報告しないと。

でも、これで終わりではない。この決定を受けて会社側がどう動

くか。おやじくは和解交渉になるだろ？この結果で本裁判に持ち込むといつのは常識では考えづらいが、向こうが意地になつてくることも考えられる。どちらになつても、おやじの心構えはできている。

珍しく気分が高揚しているのを感じていた。夏の木洩れ日が心地よかつた。

11. ハローゲ (前書き)

最終回なので前書きのネタはありません。 ていうかネタ切れです。
。

11・Hプローグ

その後、9月の終わりまでに和解交渉も無事まとまり、この事件は全て解決した。伝え聞いた話によると、会社の方ではかなり大揉めだつたらしい。しかし、あの決定が出た以上、本訴になつても会社側に勝ち目はないことは明らかだったので、会社側の弁護士がずいぶん苦労して説得してくれたみたいだ。会社側との条件のために和解内容は明らかにすることができないが、自分としては結果には十分満足していた。

自分が、この経験を通して自分なりに思ったのは、訴えるのも訴えられるのも、そして裁くのも人間だということだ。裁判では裁判官の心証を得ることが大事だ、というのはよく聞く話ではあるけれど、法の知識も弁論のテクニックもない自分ができることは、とにかく正直に、丁寧に、自分の言葉で陳述するしかない。その思いが裁判官に通じたのであれば、苦労した甲斐もあつたというものだ。

では、自分が書いた3通目の陳述書の最後の部分を引用して、あの夏に起つたあの出来事の話を終わりにしよう。

(2003年7月28日「陳述書その3」より)

最後に、私がなぜ今回の解雇について争うことを決めたのかをお話しします。現在の社会状況の中では、労働基準法に守られているにもかかわらず、会社から不当な扱いを受け、また不当解雇される労働者は少なくないと想像します。しかし、多くの人たちとは立場として弱く、会社との争いにかかる時間や労力や費用、敗訴した時のリスクなどを考えれば、諦めてしまうしかないのが現状でしょう。

私も解雇を通告された時には、それらのリスクに加え、係争を起

こせば社内の人たちにもいろいろと迷惑がかかるかもしれないと思い、諦めて別の仕事を探すという選択肢も考えました。しかし労働基準監督署でこの件を相談した時に、担当の方に「違法な会社に対して争うことは自分のためだけではなく、社内にいる人や今後会社に入ってくる人のためでもあるのですよ」というようなアドバイスを受け、大きく勇気付けられました。我々労働者が不法行為に対して声を上げなければ、その会社だけでなく、あらゆる所で同じように苦しむ人たちが後を絶たないのです。そう考えて、最終的に会社との争いを決断しました。

実際、社内の人たちには、忙しい中で陳述書を書かせてしまったり、裁判所まで来させてしまったりして申し訳ないという気持ちもあります。また彼らの陳述に対して、中には辛辣な反論をしてしまった部分もありますが、彼らの立場上そう書かざるを得ない所もあると思いますし、こちらも事実と異なる部分には反論せざるを得ないでの、どうか気を悪くせず、許してもらえればありがたいと思います。

また、会長、社長を始め経営陣の方々は、「私のことを「とんでもない輩だ」と思っているかもしませんが、その前に、なぜ今回このような争いになつたのかということを考えていただきたいのです。会社側が答弁書で述べたように、法令遵守に細心の注意を払つて経営を行なつていれば、このようなことにはならなかつたのではないか」というふうか。

私としては、今回の結論がどのような形になるにせよ、この件を踏まえて会社が改めるべきところは改め、結果として従業員の方々がより働きやすい環境が整うこと強く望みます。それが従業員の士気や生産性の向上につながり、ひいては会社としての利益にも結びつくのではないでしょうか。

最後になりましたが、裁判所におかれましては、長文であり読みづらい点も多々あるとは思いますが、私の偽らざる心情を陳述いたしましたので、「精読の上、公正なる」判断の程、よろしくお願ひいたします。

(完)

11. ハルコ（後書き）

「JRで読んでくれたのももつた。おたじかでー」

PDF小説ネット発足にあたって

PDF小説ネット（現、タテ書き小説ネット）は2007年、ルビ対応の縦書き小説をインターネット上で配布するという目的の基、小説家になろうの子サイトとして誕生しました。ケータイ小説が流行し、最近では横書きの書籍も誕生しており、既存書籍の電子出版など一部を除きインターネット関連＝横書きという考えが定着しようとっています。そんな中、誰もが簡単にPDF形式の小説を作成、公開できるようにしたのがこのPDF小説ネットです。インターネット発の縦書き小説を思う存分、堪能してください。

この小説の詳細については以下のURLをご覧ください。
<http://ncode.syosetu.com/n9670c/>

あの夏のアレ。

2011年5月25日08時27分発行